



Title	権利の観念は無意味か？ —Jeremy Waldron : Nonsense upon Stilts, Chapter 6 への注釈と若干の検討—
Author(s)	長谷川, 晃; HASEGAWA, Ko
Citation	北大法学論集, 40(2), 137-164
Issue Date	1989-11-21
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16682
Type	departmental bulletin paper
File Information	40(2)_p137-164.pdf



権利の観念は無意味か？⁽¹⁾

— Jeremy Waldron: *Nonsense upon Stilts*, Chapter 6⁽²⁾への注釈と若干の検討 —

長谷川

晃^{こう}

I

権利の観念は、現代の政治哲学、倫理学、法哲学における中心的要請のひとつとしてクローズアップされてきている。それは特に、財の分配や道徳的判断における一定の満足の最大化を図る功利主義的考慮の中でもすると無視ないしは犠牲にされがちな諸個人それぞれの独自の利益や価値を保護することを基本的に狙いとしている。言い換えれば、権利の観念は一般に規

範的考慮において根底的かつ優先的となるべき或る独特の要請を示そうとしており、そこに含まれる様々の規範的条件や特徴は、現代社会の規範的諸問題の処理にとつて欠くことのできない要素となっているのである。

しかし、その一方では、この観念に対して様々の批判が投げ掛けられているのもまた事実である。権利の観念は全く個人主義的に過ぎ、不必要に社会を争訟的にして共同体の調和を乱す、あるいはそもそもそれが予定する自律的個人などというものは

もはや複雑多様な現代社会では存立しえない、その観念は規範的考慮の具体的指針を提示するには余りに特定のあるいは抽象的である等々、権利の観念に対する批判には極めて鋭いものがある。これらの批判を無視することは或る意味ではたやすいかもしれない。現代の様々の法体系の実態を瞥見するならば、権利の観念はそれらの中核をなしており、従つてその観念の重要性は全く自明のことのように思えるであろう。そしてここでは、権利の理論にとつて重要なことといえば直ちにその概念の構造的分析や様々の種類の権利のカタログの整理などということになるかもしれない。だが、そのような見方や態度は全くナイーブである。権利の観念は、それ自体、或る重要な規範的性格を有している。権利の観念は単に自存的な規範的観念でもなければ、法律上の全く技術的な概念でもなく、むしろ様々の政治的目的に関する考慮の文脈のなかで一定の価値的重要性をもち、そしてそのことによつて法的にも意義をもつものとして分節化されるものである。この意味では、先の批判は単なる中傷ではなく、まさに権利の観念の可能性そのものに触れるものである。権利の理論は、それが十全なものであるためには、これらの問題を決して避けて通ることはできない。

ジェレミー・ウォルドロン(Jeremy Waldron)によれば、様々

の権利批判は、大別して四つの重要な一般的批判に分けられる。第一は権利論における抽象性、第二には合理主義、第三には個人主義、第四にはエゴイズムにたいする批判である。そしてウォルドロンは、これらの批判に対しそれぞれ反論を試みる。⁽³⁾これら四つの問題はそれ自体として既に根本的な哲学的問題であり、従つて権利の観念にとつても極めて重要なものである。このような問題に対して正面から解答を試み、そのことを通じて権利の観念の意義を確認し擁護しようとするウォルドロンの視点は非常に意義深い。そこで以下においては、このウォルドロンの整理と議論とをまずフォローし、その後私なりのコメントと若干の検討を付すことによつて、権利観念の基礎を考察する足掛かりを作ることにした。

II

(1) 抽象性 (Abstraction)⁽⁴⁾ —— ウォルドロンによれば、この批判はヘーゲルあるいはマルクス、さらにはルソーなどによる、個人主義的政治・道徳理論に対する批判に共通して見いだされる。ここでは、権利の観念は、人間の経験、人格、あるいは価値といった概念を抽象的にのみ捉え、いかなる社会や集団に

においても共通する普遍性をもつという(極めてユートピア的な、あるいは逆に、自己の置かれた特殊な歴史・社会的文脈を無視した)想定に立ち、従つてまた、理論的には社会の規範原理としては狭小なものに止まると同時に実際的にも当該社会の実践を抑圧してしまう危険を孕むものである。これらの主張に対して、ウォルドロンはその背後に包括的な道徳的相対主義の主張を看取し、それを批判してゆく。但し、最初の点については一般に理論に抽象性がついてまわることは自明でありこの批判はトリヴィアルであるとして、特に詳しくは論じていない。しかし、後に触れるように、この点も実は極めて重要な問題を含んでいる。

ここでまず第一に問題とされるのは、道徳的判断は常に社会の内で共有された生活様式に従うものであり、その生活様式そのものを外側から客観的に評価することはできない、という主張である。そこでは、権利の觀念は社会の内に根ざす生活様式を抑圧するもの以外の何物でもない。ウォルドロンは、この論難を真剣にとらえる必要があると考へる。実際、特に西洋においては普遍主義的な道徳的思考の伝統が強かつたものの、現在ではその種のドグマティックな想定は問題視されており、権利の重要性の主張ももはや自明のものとは言いがたいからであ

る。しかしウォルドロンは、この点に関して普遍主義からの後退を示唆しようとはしない。むしろ彼の主張は、普遍主義の侵略性(imperialism)の肯認という挑発的なものである。すなわち、権利の觀念を支える普遍主義的思考はそれ自体いかなる場合にも適用可能であることを要求するものであり、それを制限しようとすることは、かえつて逆に、相対主義者が忌避するはずの社会的生活様式の阻害をもたらす。勿論この主張は、普遍主義的思考の意義を確認するに止まるものであり、その思考にもとづく実践までも正当化するものではない。しかし、ウォルドロンによれば、この主張はさらにより強力な普遍主義の擁護の方向を示唆する。すなわち、いかなる社会もそれ自体完全に閉じた体系ではなく規範的判断についての相互の浸透が起こりうるし、また我々の判断能力そのものはいかなるタイプの判断においても常にその背景的实践を形作っており、さらに、具体的な規範的問題の解決は社会によって異なるにもかかわらずその問題の認定自体は普遍的である。従つて、ある規範的判断を構成する諸前提には一定のインデクシカルな要素が含まれそれについては各社会に相対的にその内容が定まるとしても、その規範的判断の枠組自体は普遍的だといえるのである。

これら三つの普遍主義擁護の議論の内で特に注目し値するの

は、最初のものであろう。ウォルドロンによれば、相異なる価値体系をもつ二つの社会が近接して存在する場合には、それぞれの社会の中の人々は（彼らが十分に洗練された判断能力を持つならば）自己の価値体系を他方にも適用するであろうし、また他方の価値体系の内容の正しさなどについて反省的に思考するであろうと考えられる。これは、実社会における事実である。確かにここから直ちに権利の観念が超社会的な規範的概念であるとは言えない。しかし、少なくとも我々が権利を援用しておこなう規範的評価が全くローカルなものにすぎないということにはできない。ウォルドロンのこの主張に見られる価値体系の開放性の認識は重要である。相対主義は様々な価値体系をそれぞれ完全に閉じたものとして相互に理解不可能かつ共約不可能であると捉える。しかし、それは価値体系の構造の把握としては誤っていると考えられる。

ここで、第二の問題が現われる。すなわち、ウォルドロンによれば、包括的な相対主義による権利論批判は、実は社会のなかで人間が必要としている様々な価値的条件の考慮に対するより一般的な不満に関連している。我々の生きている諸々の社会はそれぞれに特有の多種の道徳的規範に満たされている。従って、単に哲学的理性のみによって構想され、かつ個人の利益の

みを考慮する権利の観念だけで、そのような価値的に錯綜した社会を変えてゆくことはできないのである。

けれども、社会変革の理論として権利の主張がもちうる意義は、決して抽象的な理想にすぎないものではないとウォルドロンは論ずる。権利の観念は、権力と政治に対する一連の明確な道徳的制約を与える。それは、当の社会の伝統や理想の如何によらず基本的に保障されなければならない、社会の構成員たる個人にとつての自由や福利 (well-being) に関する条件を示しており、そのかぎりて漸次的な社会変革を可能にするものである。もちろん権利の観念を絶対視し、それ以外の規範的考慮は全く受け容れられないと考えるのは誤りである。我々の道徳的思考はそのように働いてはいない。権利の観念も、その根底においては常に自由や平等あるいは一般的福利といった包括的な政治的目的に基礎を置いており、それらから派生する様々な価値と密接に関連し合っている。なお、特に社会主義者からの批判として、権利の観念は財の分配における条件の問題にのみ向けられており、財の生産そのものについての条件を示してはいないということがある。社会主義者にとっては、後者の問題場面における政治権力や資本家階級の横暴の封殺こそが緊要な規範的問題なのである。しかしそのような財の生産過程も、その一部

は一定の財産権の体系を通じての社会構成員の主権行使によって規制されうるし、またそのような生産条件の問題が一種類の規範的装置によって一度に解決されねばならないと考える必要は全くない。

抽象性についての以上のようなウォルドロンの基本的主張には、全く異論はない。権利の觀念がいかなる政治制度にとつてもその価値の出発点を与えるものであつてその逆ではない一方で、その觀念がより高次の政治的価値の重要な一部分としての地位をもつものであることは、矛盾ではないのである。ただし、以上のような議論において触れられてはいないがしかし極めて重要な抽象性の問題として、更に、人間の経験、人格、あるいは価値は単に理性的には把握しきれないという問題や、権利の保持主体とされる人格は単に抽象的に把握されるものではないし、仮にそうだとすると、高度にシステム化された現代社会では人格は理想的な形で存在しえないという問題が提起されよう。このうち前者についてウォルドロンは、既に見たようにその一部分は全く論ずるに足らないものだとし、他の部分については次に述べる合理主義批判に対する検討において触れており、後者の一部についても個人主義批判やエゴイズム批判に対する検討においてその答えを示唆している。しかし、この後者

の問題に関して、特に現代社会における人格の可能性そのものをどう考えるかということは根本的な問題であり、改めて議論を要することである。この点については後に第四節で触れるであろう。⁽⁵⁾

(2) 合理主義 (Rationalism) ⁽⁶⁾ —— 権利論には合理主義が含まれているとして提起される批判は、ウォルドロンによれば次の三点に分けられる。第一に、例えばパークやオークションの主張に見られるように、社会は個人の合理的精神によって構成されるのではなくむしろ無意識的な様々な力——偏見、感情、習慣、伝統など——によって自生的に成り立っているものである。従つて、社会にとつての合理的原理を憲法などの形で与え社会を理性的に規律するものが権利であるならば、それは人間の理性の能力を過大評価し、社会秩序の全体論的な自生性を無視している。第二に、ヒュームが指摘したように、理性は感情なしには人間の動機づけとはならない。我々の政治的思考や行為は、様々な形で蓄積され所与となつてゐる規範的な力に支えられた情動によつてまず方向付けられてゐるものである。合理的な社会原理として権利の觀念を重視する立場は、政治における忠誠、恐れ、誓い、威厳といった感情的な要素がもつ政治的動機づけにおける重要な役割を全く見逃している。第三に、

仮に政治における理性の意義が一応は認められるとしても、社会の秩序原理を精確に定式化することはおよそ不可能である。従つて、権利の規定が一定の明確な秩序原理として定立され社会を十全に規律しようという考えは誤りである。

しかし、ウォルドロンは、これらのいずれの批判も権利の觀念の無意味さを示すものではないと主張する。

まず、社会秩序における合理的思考の限界の問題については、ウォルドロンは次のように指摘する。人間の思考は決して一人の独言ではなく思考者の共同体と思想の遺産の内で遂行されるものであり、しかもそれは単に社会の伝統を確認するといった受動的な営みではなく、むしろ所与の思想の批判的評価をも含む積極的な営みである。更に、思考は感情とは別個の働きではない。それは、感情的な力が働くはずの領域についてもより高次のレヴェルから判断を加えるという洗練された能力でさえある。このような我々の思考能力は、特に所与の習慣や伝統あるいは偏見の内容自体がいかなるものであるべきかという問題に関して重要となる。もしそれらの内容が政治原理として適切なものを含んでいると言われるとするならば、その判断はまさに我々の合理的で批判的な思考がそこに介入することによつて初めて可能になるはずである。合理主義を批判する者は、我々

は何が正しいかを理性とは異なる仕方ですら既に知っている主張するが、それはかえつて、我々が政治生活の内で不可避のうちに背負い遂行している批判的思考の意義を不明確にしてしまふものである。理性の意義をこのように捉えるならば、権利論も壮大な思弁の産物などではなく、人間が理性的に提示しよう社会的な問題解決の最良の方法の一つであると考えられるべきである。それは、我々の政治道徳の内容の適切さについての一定の規準を与えることになる。この種の規準は、権利の觀念を批判し感情や伝統の重要性を説く立場にとつても何らかの形で必要なはずのものである。従つて、政治における合理主義というものに批判されるとすれば、それは極めて素朴なタイプの理性万能主義のみであり、このことは原始的な感情万能主義が政治において決して適切ではないのと同様である。

理性による価値的動機づけの可能性の問題も、以上と同様に考えられる。すなわち、ウォルドロンによれば、人間の価値的動機づけにおいては、理性と感情とは極めて複雑な相互作用を行つており、我々の感情は理性的判断の背景となると同時にそれによつて修正変更もされる。従つて、反合理主義者が強調するような権威の尊重や愛国心や制度への忠誠などは確かに重要な動機づけであるにしても、それらは単に感情に基づくが故に

ではなくまさにそれらが良いと判断されたが故に重要となるのである。逆に言えば、権利の観念が理性以外の様々の動機づけの力を無視しているというのは必ずしも適切ではない。権利の観念は単なる理性の産物ではなく、圧政への反発や平等の希求などに含まれた人間の尊厳や人間性についての深遠かつ冷静な感情的反応に支えられたものであって、それを擁護することは、権利の批判者が護持しようとする共和制的な社会秩序にも資するのである。

原理の精確さに関わる問題については、ウォルドロンは次のように主張する。確かに、しばしば人間は精確に定式化された原理によってよりはむしろ寓話や事例を通じて概括的に物事は是非を学ぶことがある。しかし、そのようにして学ばれた道徳は、個人倫理の問題においては一応十分な機能を果たすとしても、政治の領域には直ちに適用できない。政治の問題は常に様々の道徳的立場の間での公的な議論を要するものであり、無意識の内に会得された判断はその背景的条件ではあってもそれ自体として直ちに適切だというわけではなく、改めて批判的吟味に曝されることになる。そしてこの場合、そこではその批判的吟味のための一定の規程が必要となり、その種の規程を与えるものとして権利の観念は位置付けられるのである。しかし、権利

の観念は政治道徳のすべてを完全に与える必要はない。それは徳や適正さ (Decency) といった理念によっても補充される必要のあるものである。また、権利は絶対不可侵のものであるというわけではない。それはしばしば、道徳の適切な実現、公の秩序、公共の福祉などの価値によって或る制限を受けることがある。従って、権利の規定は完全な精確さを持つ必要はないのである。尚、権利の具体的な定式化は様々の文化体系に応じて異なりうる。このことが権利の精確な規定への懐疑の理由となることがあるが、権利の観念にとつて重要なものは規定自体ではなくその基礎となつている実質的要請についての理論であり、その理論自体は普遍的たりうる。この事態は、近年なされるようになった区別を用いて、権利の conception は様々の文化に応じて異なつてもその concept は不変である、とも表現できる。

権利論の背後にある合理主義に対する批判についてウォルドロンが加える反論は、理性の批判的な役割についての認識に裏打ちされたものである。この認識は極めて正鵠を射たものである。ウォルドロンが的確に指摘しているように、理性の批判的活動が広汎で積極的なものであり、またそれが或る冷静で透徹した感情と相俟っていることは人間にとつて否定しがたい事実のように思われる。勿論、この認識が直ちに理性の適正な働き

の保障に結びつくわけではない。積極的かつ冷静にエゴイスティックな考慮を行うことも人間にはできるものだからである。しかしそのことは理性の半面でしかない。積極的かつ冷静な思慮深さをも人間は示すことができるのである。このような理性の事実は、権利の批判者達にとっても同様に当てはまることであるだろう。ここで更に、権利の観念を社会秩序における理性的な制約規準として位置付けていることには意義がある。権利の観念が決して社会的に完全な価値を与えるものではないことは、或る意味では常識に属する事柄であろう。その観念はあくまで個人にとつて基本的な政治的価値を示すものではない。他ならず、絶対的な不可侵性も万能性も有するものではない。けれども、それらの個人的価値は基本的には社会全体に関わる規範的考慮において特に冷静な理性的な配慮を必要とするはずのものであることも、社会を担っているのが他ならぬ個人である以上は、確かである。このことは、次に述べるウォールドロンの個人主義擁護の議論においても別の形でではあるが強調されている。

もつともここでは、権利の観念が上の意味で個人的価値の保護装置として重要だとしても果たしてそれが如何なる規範的フォースをもっているのか、という問題が残されている。これ

に関しては特に、権利の規定が抽象的である場合にはそれはどこまで実効的でありうるか、権利の concept は超文化的普遍性をもつて機能しうるかといったことが個別的な論点として提起されよう。これらの内、後者の点は個人主義やエゴイズムという批判に対するウォールドロンの検討の内にその答えが示唆されているが、前者については別個の検討が必要である。この問題は次節で改めて取り上げたい。

(3) 個人主義(Individualism) ⁽⁶⁾ —— 権利論は、その規範的要求の中心点として個人を据えている。権利は社会の内個人にとつての最大限の規範的保護を与えるものである。しかし、権利論の批判者達は、この個人主義に対して、まず第一に個人に関する規範的保護は社会の正統性の一つの態様にすぎず、共同体あるいは歴史を中心とする規範的考慮も重要であると主張する。確かに個人を中心とする規範的考慮にとつても、共同体的あるいは歴史的に蓄積されている共同善が重要であるかもしれない。しかし、ウォールドロンにとつて、その意義を判断しまたそれに即して行為する者はそもそも個人以外ではありえない。ここで、そのように自律的な個人は実際には稀であると同時にそれ自体社会的な構成物である、と言われるかもしれない。仮にそれが正しく、我々が一つの集団として様々の考慮を行って

いるとしても、我々が各自自身を思考や行為の中心として捉えており、公共的な考慮もそれら諸個人の間での協働によつていふということとは決して否定できない事実である。

しかし、第二に、我々の規範的判断が個人のものとして行われるとしても、その判断の内容が個人に向けられたものであることについては個人主義への批判が当てはまるかもしれない。すなわち、ここでは共同善への配慮が欠けてしまうというのである。けれども、権利の内容は単に個人の利益のみに関わるものではない。それは、むしろ諸個人の協働を可能にするための前提条件となるものである。もし個人の政治・社会的な自由や平等が保持されえないならば、共同体の様々の活動は不可能である。

もつとも、第三に、合理主義に関する議論の見たように権利の觀念は政治道徳の全体を規定するものではない。権利が擁護しようとする価値があくまで個人に関わるものである限り、その觀念は、善や道徳的当為によつて示される一般的存在である。いは全体的な価値にまで及ぶものではない。地球の生態系や各社会の伝統文化あるいは協働的連帯や博愛の精神などは個人を越えた次元に存在する価値であり、それらは権利の觀念によつて捉えられるものではない。確かに、権利は他人に対する義務

を含みその意味で対他的な広がりをもつとしても、それはあくまで個人的な関係の下においてにとどまる。また国や民族の集団的権利を語ることができるとしても、その集団自体が一種の「個人」として考えられる以上はやはり個人主義に関わる問題を免れるわけではない。かくして、我々は権利の觀念の個人主義的限界を自覚する必要がある。しかし、他方で、このことから直ちに権利の觀念が社会において全く無意味であると考える必要もない。共同善と共に個人的善もまた我々にとつて重要な政治的価値であることに変わりはない。個人の生命、表現活動、あるいは人間らしい生活といった基本的な利益が危険に曝されることはそれ自体避けられるべき悪であり、いかなる政治社会も保持すべき、ミニマルではあるがしかし優先的な目的であるはずである。

権利論の批判者達がこの点に関して憂慮するのは、おそらく、権利の觀念を通じて個人の利益が擁護されるとそれが往々にして共同善よりも優位に立つてしまうことであろう。たとえば共同体の典型的な例としてよく持ち出される家族の結合の場合、慈愛に基づく相互扶助の関係が機能しているこの特別の結合体に権利・義務関係が持ち込まれるならば、相互扶助による共同的な利益享受の関係は構成員各自の要求の主張とその給付

という個別化された規範的關係の問題へと全く変質してしまうのである。確かに、既に触れたように、権利の觀念によつては的確に捉えられない共同の利益や価値が存在することを、権利論者は認めなければならぬ。しかし、それにも拘らず、彼は共同体的關係においても権利の觀念がその背景において準備されていると主張することができる。共同体的關係は常に理想状態を保っているわけではない。そこに何らかの破綻が生じ損害を蒙る者が現われるとき、そこでは規範的な修復のために当の構成員が享受すべき地位や利益の確認が必要となる。そしてそのためには権利の觀念も必要とされるはずである。それ故、予定されている共同的關係が破綻した場合に必要とあればそれによつて修復を図ることができる。この権利の体系の保障なしには、我々は安心して共同体に自らの生を委ねることはできないのである。ここで、個人は社会の産物であると述べたところできしたる反論にはならない。個人の由来が奈辺にあるにせよ、ここで重要なのはただ社会の内には必ず個人的な衝突の問題が生ずることであり、その解決のためには権利の觀念が不可欠であるということである。そして、もしこれらの個人が疎外された存在であるというのなら、権利による彼らの救済はまさに共同体の急務であるはずである。

このように、共同体主義的立場からの権利論への批判に対しては、権利の觀念をより洗練することによつて対応することができる。しかし、ウォルドロンは、すべての権利論がそのように洗練された十分なものであるわけではないと認める。これらの共同体主義からの批判は極めて強力なものであり、それに対して権利論は極めて注意深い理論的対応を迫られているのであつて、そのための理論的枠組は安易な権利礼賛論によつては決して得られないからである。

以上の議論に示された権利の觀念の限界についての自覚は重要である。その背後には個人化される善とそうでない善との区別の肯認があり、それはまた一定の範囲内での個人の利己性の認容と対応している。しかし後にウォルドロン自身が示すように、個人は或る道德的配慮(moral concern)の下で自己利益の追求をなしようとすれば、共同善は決して個人の善に対立するものではなくむしろ間個人的な配慮の帰結として重視されることになる。と見ることも可能であろう。しかし、この点は改めて第四節で述べることにしよう。もう一つここで興味深いのは、共同体の内での *fault* の指摘である。いかに密接な紐帯をもつ共同体であつても必ず何らかのギャップが発生することがありしかもそれは多くの場合個人に関わるものであるという認識

は、権利の觀念が個人に定位する一方で必ずしもその人格の存在そのものには依存しないことを示唆して、非常に啓発的である。この点も第四節で改めて取り上げたいと思う。⁽⁹⁾ただしここで付言しておく、ウォルドロンWaldronの議論においては、合理主義批判に対する反論に見られた理性的な制約規準としての権利の觀念の擁護を踏まえて、特に共同体の存立との関わりで、権利の觀念がそのプラクティスの根底において不可欠のものとされていることが重要である。すなわち、権利の觀念は確かに他の様々の価値と併存するもののそれらすべての価値のそれぞれに関する個人の自律的生の十全な実現にとつて背景的保障の照準点であり、この意味ではその觀念は半中立的な形で基底的な意義を持つているという見方をウォルドロンは示唆しているのである。ここで、我々は直ちにこれが近年展開されている極めて影響力のある一つの権利論と軌を一にする見方であることに気づくであろう。それは、R・ドゥオーキンR. Dworkinの平等主義的な権利論である。ウォルドロンがドゥオーキンの理論を全面的に受け入れながら議論を展開しているかどうかは必ずしも定かではない。しかし、彼の主張の端しに権利が社会における或る道徳的配慮の帰結であるという認識を垣間見ることができ、限りでは、「平等な尊重と配慮」に基づいた周知のドゥオーキン

の権利論を彼の主張に連なるものとして想起することができ、であろう。もっとも、ここで重要なのはウォルドロンとドゥオーキンの主張の異同如何といった無用な詮索をすることではない。重要なのは、ウォルドロンが冷静に見極めている権利論の要請を満たしうる一つの重要な理論的パースペクティヴをドゥオーキンの権利論も或る形で示唆しており、これら突き合わせることによつて一つの包括的な権利論の基本枠組を得ることができ、かもしれないということである。この点も後に節を改めて論じてみたい。⁽¹⁰⁾

(4) エゴイズム (Egoism) ⁽¹¹⁾ — 検討されるべき最後の批判は、権利の觀念は共同体に対する個人の要求を保護しようとするものであつて共同体全体の利益や必要に発する様々の要請にセンシティブではなく、そのような觀念を真剣に考慮するならば社会生活における人間の利己的動機をかえつて促進させてしまふ、というものである。

ウォルドロンの考えでは、より詳しく見るとこのようなエゴイズムの批判は三種類の主張に分けることができる。

第一の批判は、権利の觀念をもつと人間は他人を無視した利己的な行動にはしるというものである。しかし、ウォルドロンによれば、この批判は全くの外れである。

まず、権利の対象となつてゐる行為はすべて利己的なものであるというわけではない。それは一定の道徳的性質をもつた行為であり、その内には高貴で利他的そして共同体的なものも含まれてゐる。例えば表現の自由は単に利己的な自由ではなくむしろ社会全体の利益を目指すものであるし、また利己的とみなされやすい財産権の行使でさえも社会的必要や人類愛に出でたものとなりうる。従つて、権利の内容が直ちに利己的行為に結びつてゐるわけではない。もつとも、権利の觀念が時には利己的行動を助長してしまふというところは確かに經驗的事実であるかもしれない。また、権利の内容たる一定の行為の中には利己的なものもあるかもしれない。しかし、この事実をもつて直ちに権利の觀念が必ずエゴイズムを助長すると断定することはできない。何故なら権利の觀念は一定の道徳的要請をその内に含んでいてその観点から重要な行為を保護してゐるのであり、従つて権利の行使についても一定の道徳的条件を課しその行使によつて帰結する具体的な行為の適否について常に道徳的な評価を可能にしてゐるものだからである。更に言えば、権利の觀念はその主体となる個人に特定の行為を指示するというよりはむしろその個人を取り巻く周囲の諸個人に対して何らかの禁止を示してゐるのであり、この点では一定の道徳的観点から利己

的行為を抑制しようとしてゐるとも言えるのである。

かくして権利の觀念は、我々自身に対して利己的であれと指示するものでもなければ利他的であれと指示するものでもない。それは、如何なる特定の個人道徳的指示をも含まない。しかし、それは同時に別個の観点からの道徳的要請を有しており、それ故にこそ権利の行使については一定の道徳的批判が可能になる。この意味では、権利の理論はその觀念の明確化だけでは十分とはいえず、権利を行使する者の徳についての理論によつて補完されなければならないものである。エゴイズムを論難する者は権利の觀念の複雑な道徳的性格を見ようとはせず、共同体はただ絆 (bondage) のみによつて成立しており権利以外の規範的要素だけが共同体にとつて重要なものだと近視眼的に思い込んでゐる。しかし、我々の道徳的思考は非常に複雑なものであり、権利の觀念もそのことを反映して様々の要素を含んでゐるはずである。

第二の批判は、権利の要求が不愉快なほどに争訟的かつ自己中心的に行われるという点にある。いかなる種類のものであれ権利は常に主張者自身の利益に関して意義あるものとして提示される。このことによつて諸個人は互いの利益を主張して衝突し合い、結局は社会秩序に混乱をきたしてしまうのである。

ウォールドロンはこの批判に対して次のように答える。確かに、権利の観念の中心は主張者本人にある。しかし、そのことは、権利の要求の中心は主張者本人にある。しかし、そのことは直ちに権利の要求が常に他人に対抗するものであることを意味してはいない。現実には、むしろその逆である。権利の要求はしばしば見知らぬ他人の自由や福利のためになされる。例えば西側諸国の政府やアムネスティが東側諸国の政府に対して行っている人権擁護のキャンペーン、あるいは東側内部の反体制運動家がなす人権擁護の主張はその格好の例であろう。それらは単なる個人的要求ではなく、同じ社会の内のすべての人々のためになされているのである。

このことは、別の角度からみると、権利の観念は普遍化可能性を有しているということでもある。或る個人に権利があるということは、他の個人にも同様に権利があるということを我々に意識させずにはおかない。これは、他人にも権利を認められた方が長期的に見て本人の利益になるということではなく、或る個人の権利の保護は他人にも同様の保護を認めなければ道徳的に意義ある配慮とはなり得ないということである。この道徳的配慮はもちろん個人的なものでありうる。しかし、それは決してエゴイズムを許容するものではないし、また或る特定の個人の

みを権利の要求の主体とするものでもない。尚、この最後の点については、真に権利の主体となりうるのは差別や侵害に苦しむ者のみであり、権利の観念は彼らをして体制や社会の圧迫に抗して自律あるいは自己決定を可能にするのであって、それ以外の可能性を認める権利の理論は体制従属的なものにすぎない、という批判もある。もしこの主張が正しいとすれば、権利の要求は或る種のエゴイズムをもつものとなるであろう。しかし、これらのことは権利の適正な行使に関する様々な現実的条件の存在に注意を促すものではあるが、それが直ちに権利の要求のエゴイズミックな性格を示すわけではない。

第三のエゴイズムの批判は、権利の行使や強制ではなく、権利の観念そのものに関わっている。すなわち、権利の観念が常に社会に対して個人の側の利益や価値を擁護するものである以上はその観念自体が反社会的なエゴイズムを常に含むことになる、という批判である。

ウォールドロンは、このタイプの批判に関して、現代では次の三つの問題が区別されるとし、それぞれ別個に論じている。すなわち、権利の観念と功利主義の関係、権利とデモクラシーの関連性、そして権利の観念と結びつく社会契約論とそれに対する共同体主義からの批判という問題である。

権利の概念と功利主義との関係の問題は、つまるところ、権利が無制限に認められるものか否かという点に存している。功利主義者は、様々の規範の間では相互の衝突が不可避であるので規範的判断に際してはあらゆる規範の可能性を比較考量して

最良の帰結を選択しなければならず、従つて権利は決して絶対的かつ無制約ではあり得ないと説く。ウォルドロンの見方では、権利が無制約ではあり得ないことは権利論者も譲歩しなくてはならない。権利はそれ自体としては無制約だが対応する義務との関係で一定の制限が加わると考えるのは不自然であるし、またR・ノズイックのように権利が全く個人的で排他的な「横からの制約条件」であるとも考えることも適切ではない。しかし、功利主義の主張は権利論に対してしばしば限度を越えた要求をしている。すなわち、それは、如何なる種類の価値であれ一切の価値は等しく比較考量の対象となることを主張し、体制批判をした人間や無実の人間を処刑してしまうことも場合によっては許されると考えるのである。しかし、この点については権利論者は強く反対する。体制批判者の自由は道徳的観点から見て極めて重要であり、他のあらゆる一般的大衆的利益によつても凌駕されてはならないものである。また無実の人間の場合も同様である。確かに、個人的利益と社会的利益との調和は重要

な問題である。しかし、道徳的観点からは個人の生命、自由、そして福利に関わる一定の利益はいかなる場合でも優先性が与えられるべきであり、一般的な社会的利益と安易にトレード・オフされてはならない。

第二の問題である権利とデモクラシーとの関わりについても同様のことが言える。デモクラシーは多数決原理にのつとつて営まれる一方で、権利の概念はその手続に対する個人の側からの制約として機能する。しかしそこにあるのは双方の対立ではない。権利の概念は多数決原理を受容する。ただし後者が個人にとつて道徳的に許容できない帰結を生み出すとき、前者は後者に対する批判規準として機能するのである。「純粹な」デモクラシー論者はすべての決定が多数決原理に委ねられるべきであり、その結果は「純粹な」功利主義がそうであるのと同様に個人的利益に重大な侵害を与えるものではあり得ないと述べるであろう。しかし、既に見たように、政治的決定においては決して他の考慮に凌駕されてはならない道徳的に重要な一定の利益が存在していることを忘れてはならない。

最後に、権利の優先性の根拠としての社会契約論の適否の問題がある。そのような理論の典型はJ・ロールズのものであり、それによれば、我々が権利の概念を重視するのは一定の理想的

契約状況の内での一定の利益判断に基づいて行為する諸個人が各自の利益のために権利を重要な規範的デヴァイスとみなすが故である。この議論に対して、いわゆる共同体主義者 (communitarian) は、ロールズ流の議論の要となつてゐる選択行為の像に異を唱える。共同体主義者によれば、個人は共同体的価値を離れて選択行為を行うことはできない。我々は常に共同体的価値を背景とし、それにコミットしながら様々の行為を行つてゐる。従つて、この事態を無視してロールズ的な契約状況から権利の観念を根拠づけることはそれ自体すでにエゴイズムの様相を帯びることとなるのである。

この共同体主義からの批判に対してウォルドロンは、まず、我々の批判的認識能力は一定の背景的価値からの離脱をなしうるものであり常にその価値に深くコミットしたままであるとは限らないことを指摘する。しかも、或る場合には我々自身の判断によつて共同体への全面的コミットメントが変更されることもありうるのである。それ故個人の判断能力は共同体へのコミットメントとは独立した形で考えられる必要がある。もつとも、この見方が正しいとしても、個人が権利を重要なものとみなす際の具体的なプロセスはどのように捉えられるかという問題がまだ残つてゐる。

この問題に関しては、まず、全く利己的で機能的な規準からみて権利の観念は安価な利益保護の方法だということもできるかもしれない。しかし、ウォルドロンによれば、我々には社会的な非協力の可能性は存在しておらず、従つて我々が全く恣意的に自己自身の地位について値をつけられるわけではない以上、それは適切な見方とは言えない。これとは別に、たとえば T・ホッブズが説いたように (ロールズも基本的には同様なのだが)、人間の生存上の必要から権利の観念の意義を捉えることもできる。これをエゴイズムだと断ずるのは容易いが、しかし、この生存上の必要ということは、権利論のみならずすべての政治理論が考慮に入れなければならないところの人間にとつての根源的事態のほゞである。最後に、ウォルドロンによれば、権利の観念が重要なのは個人の利益ではなくむしろ諸個人間の共同体的な関係を確保するためであるという、より示唆に富む考えもありうる。すなわち、他人に対する共同体的義務は決してそれ自体で自明のものではなく、むしろ各人の権利が確保されるによつて各人の自由の境域が確保されるときに初めて受容される、というものである。ただし、これは、自由でなければ自由のために活動できないとかあるいは飢えていなければ飢えるのために活動できないといった手段的な性質の事柄ではない。

それはむしろ道徳的な事柄であつて、自由の境域が確保されなければ我々は相互に道徳的人格となりえないということである。このとき権利の觀念は、人間は他人の利益を考慮しなければならぬという或る道徳的要請と密接に結びつき、エゴイズムの要素は消失してしまふであらう。共同体主義者が我々の行為の道徳的条件に注意を向けたのは正しい。しかし、ウォルドロンが示唆するこの見方によれば、それは権利の觀念に対立するものではなく、まさに権利の一部分を成しているのである。

以上のようなウォルドロンの議論は、基本的に極めて適切なものである。とりわけ、先にも触れたように、権利の觀念が一定の公共的な道徳的要請と結びついており共同体とその内での個人との基礎的な規範的關係を形づくるといふ見方、およびそこから派生するところの権利の価値的性格づけは非常に示唆に富んでいる。しかし、これらのウォルドロンの議論をすべて認めたとしてもなおそこには幾つかの哲學的疑義がさしはさまれるかもしれない。例えば、権利の觀念は複雑な道徳的性格をもつとしてもそれが究極的には或る社会的な道徳觀の受容に依拠しているとするれば、そこにはやはりその道徳の意味あるいは客觀性の問題が残ることになり、エゴイズムの問題は次元を変えて現われることになるであらう。また、権利は社会的考慮に対

して人格独自の自由や平等を保護するとしても、それが決して無制約的なものではないという高次の道徳的根拠とは何なのだろうか。更に、権利によつて保護される人格の価値がそれ自体として非社会的なしいは非帰結的に規定されているということとの根拠は何であるのか。これらの疑義は、結局のところ権利論者が直觀的に明らかであると考えられる権利と人格との或る密接な関連性そのものの正当性に関わつており、極めて重要な問題を含んでいる。これらの問題を含めて、権利の觀念の十全な解明のためには、上で整理されてきた以上のより精細で体系的な考察を必要としよう。しかし、それはもはやウォルドロン一人にはなく権利論を重要と考える者すべてに課せられた課題である。以下の節、特に第四節における若干の検討はこれまでの整理において提起されたすべての問題に十分に答えるものではないが、一定の方向性をもつたものになるはずである。

III

前節で整理してきたウォルドロンの冷静な分析と議論を前提としてそれらを包括的な権利論の一つの枠組へと位置づけてゆく前に、ウォルドロンが取り上げている一般批判の内に含ま

れると考えられるが特に検討の対象とはされていなかった幾つかの問題に関して、一応の検討を付け加えておきたいと思う。

その問題としては、少なくとも二つのものが考えられる。第一は、権利の観念を常に十全な形で認めるならばそれと関連する社会—政治制度上の非効率をきたしてしまうという批判、第二は、権利の観念は、特に福祉への権利 (right to welfare) という形で広く解される場合には政府に対する具体的請求権や特定の義務づけを直ちに含意するような論理的な力をもつものでは決してなく、仮にそれが政府の行いに対する何らかの制約規準となるとしても、現代のような複雑で広汎な法体系の内では実質的にどれほどの意味をもつか疑わしいという批判である。前者の批判は、既に触れたように、ウォールドロンの分類で言えば合理主義の批判に関わる(勿論それ以外の要素も含まれてはいるが、主として)ものであり、また後者の批判は、抽象性(特にウォールドロンが指摘しているながら特に立ち入っては論じていない抽象性の第三の点——社会の規範原理としては狭小なものに止まること——)に関わるものであると言えよう。

双方の批判は、必ずしも権利の観念の意味そのものに疑問を呈するというわけではない。それらは、むしろ権利の観念の機能を問題としている。しかし、もし権利の観念の機能がこれら

の批判が論難するところであるとすれば、権利の観念はウォールドロンが擁護するほどには実際上の意義をもちえないものとなり、そこから遡ってその観念それ自体の意味もより制限の多い極めて弱いものとなるであろう。従って、これらの批判は間接的ではあるけれども、真剣な考慮を必要とする。

まず第一の批判は、権利の観念が行政手続あるいは刑事手続などの様々の法的決定過程の円滑な遂行にもたらす障害を非難する。実際、権利の観念によって個人の多様な請求が法的手続の内でも常に十全に尊重されなければならぬとすれば、一定の公的決定とその実現をめざす様々の決定過程は決定者側の狙いどおりには単純には進められず、複雑なものとなつて、制度的なコストを多大なものにする可能性がある。例えば、被決定者に対して一定の不利益を与える公共的政策の決定と実行は当の被決定者の権利(例えば財産権あるいは「環境権」など)を十全に認める限り多くの条件に制約されることになるし、また刑事手続などにおいて一見して明白に犯罪事実が成り立ち当の被告に責任があると知りうるとしても、その被告人の様々の権利が十全な形で認められるとすれば、その手続は複雑化し、真実の解明と迅速な処断という観点からは極めて効果の乏しいものと考えられることになるであろう。⁽¹²⁾

このような批判に対して、たとえ多くの制度的コストが生じようとも個人の各種の権利は（特にそれが一定の公益と対抗することになる場合には）保護されなければならないと主張することは、一見たやすいようであるが、しかし実のところ決して十分とは言えないものである。なぜなら、多くの公的決定は限られた時間や予算の内で行われるべく要請されており、その内でなされる実質上の論議とは関わりなく、全く手続的条件上の理由によって論議を制限してしまうことがあるからである。公的決定の特徴の一つがこのような制約性にあるならば、その内で考慮される権利の観念は、たとえそれ自体として意味をもちうるとしても事実上はさほどの規範的な力をもつとは言えなくなってしまうであろう。この点に関して、権利の観念は必ずしも絶対的なものではなく、そのような手続的限界をもその考慮に入れるものではあると譲歩することはできよう。しかしこの譲歩は、特に公的決定が極めて基本的な権利の制約を伴うという場合にも維持できるわけではないし、またそれ以外の権利の場合に実際上権利の観念が手続に対しても規範的対抗力を適切に捉えることはできない。ここではむしろ、権利の観念とは社会・政治的な障害物そのものであり、様々の公的決定手続を基本的に複雑化し、非円滑化して、それ自体として一方向的な

本性をもつ権力的な決定過程に対するいわば「可塑性」である
と、我々は考えるべきである。¹³⁾確かに、公的決定過程にはそれ
自体として多くの制約がある。しかし、そのような制約がある
からこそ、権利の観念がその過程の内に十全に組み込まれ決定
過程を硬直したものとしなければならないのである。制約があ
るから権利の観念も制限されることがあるという見方は、確か
に一見常識的ではある。しかし、それは議論の出発点ではなく、
前記の認識に支えられた議論の或る限界的な帰結として捉えら
れるべきものである。権利の観念の優先性を基本的に認めるな
らば、後者の見方がむしろ首尾一貫したものであろう。

もつとも、このような見方における一つの問題は、制度に関
する権利の観念の「可塑性」機能の評価にも何らかの限界が存
するであろうということである。実際、権利の観念は諸個人の
制度的要求を容易にすることによってそれを増幅させこそす
れ、その要求の抑制として働くわけではないかもしれない。も
し憲法や判例などで様々の権利が明示的に認められてゆくなら
ば、諸個人の様々の要求はそれらを直接的に活用していつそう
広汎なものとなってゆくであろう。人間の潜在的欲求は無限で
あり、権利の観念はその引き金となることもあるのである。従つ
て、この意味では、前記の見方がこのような事態を全く好まし

いと評価するならば、それは却つて制度的無秩序を容認してしまふということになる。けれども、そこにはやはり或る種の制度的制約が存在するように思われる。制度的「可塑化」はあくまで一定の制度的制約の存在を前提としているはずである。では、そのような制約とは何か。それはおそらく、権利の機能の具体的な制度的限界というよりもむしろ権利の觀念そのものがあるに或る道德的要請からくる広い意味での社会的制約であろう。既に前節において触れ、そして次節において詳述するように、権利の觀念は一定の公共的な道德的要請を前提している。今ここで問題となつてゐる権利の「可塑化機能」も、当面の機能発現の場である具体的制度そのものを越えた、より高次のレヴェルからの道德的要請の規制を受けていると考えられる。

だが、仮に権利の觀念にそのような積極的な意義を見出せるとしても、その觀念はいかにして十分に機能しうるものとして具体化されるのだろうか。この点が上記の第二の批判に関わつてくる問題である。この批判は、権利の觀念は例えば個人の財産が政府によつて不当に収用される権利が侵害されるといった場合でもそのような侵害を回避するための如何なる具体的な指針を示すものではないし、更に例えば福祉への権利のよう

な受益的な性格の強いものについてはいつそう抽象的な要請を示すに止まり、個人がどのような具体的請求をなすことができるかあるいは政府がどのような具体的責務を負うかについて特定できるものではない、と主張する。もしこの主張が正しいとすれば、権利の觀念は、たとえ存在にしても一定のプログラムのないしは目標以上の意味はもたず、社会・政治制度の具体的な運用にはさほどの意義をもたないということになるだろう。

この批判に対しては、まず直ちに、たとえ消極的あるいは限定的、または全く理想的であれ、権利の尊重という要請が政府やその他の決定者に対して課せられているということは極めて重要であると指摘できる。この点は、既にウォルドロンが示唆していたところでもある。換言すれば、社会全般に及びうる広汎な規範的考慮の内にミニマルであれ幾つかの要請が組み込まれるならば、その考慮はその分だけ制約を受け方向づけられたものとなる。このような制約条件を課すことは、それ自体、全く無限定の政策的考慮の場合に比して極めて異なつた性格を規範的考慮に与えることになるはずである。しかし、この指摘だけでは前記の批判に対して必ずしも十分とは言えない。というのは、規範的考慮の制約条件は何も権利の觀念である必要はないし、また仮にそれが権利の觀念であるとしても、具体的な考

慮に関する論理的な規制力についてなお不明確さが残りうるからである。前者の点については、権利の觀念がもつ強い拘束性を引き合いに出すことができるかもしれない。権利の觀念を政策目標という觀念で代置することができるという考え方もあるが、しかしそこには極めて大きな変更の余地が含まれており、権利の觀念がもつ不可変更性を汲んだことにはならない。権利の觀念はそれが妥当な要求でありかつ名宛人が一定の責務(Burden)を負うことを基本的に予定している。従つて権利の觀念が規範的考慮の内に組み込まれることは、単に一定の制約条件を与えるに止まらず、更に一定の形で責務賦課をも果すことになるのである。¹⁵⁾けれども、後者の点については、権利の觀念の論理的な射程とそれに対応する名宛人の責務の射程についても一種の不確定性が存在する以上、必ずしも原理的に排除できる問題ではないかもしれない。だが、このような不確定性は権利の觀念の場合のみならず他の政策目標、公益などの規範的觀念の場合にも、その具体的同定・実現にあたって必ず生ずる問題である。勿論これらの觀念に比して権利の觀念はより個人志向的であるため、觀念の枠組の内に収められる様々の利益の点で、目標や公益の方が指針としてより定式化しやすいということが言われるかもしれない。しかし、一見全く一般的で

公的な利益のように見えても、個人に関わるものとして解釈できないものは決して多くはない。公的な利益の典型として考えられることの多い環境保全などにしても、それは結局個人にとつての住環境の一部分を構成するものとして考えられ、生命や幸福追求という一般の権利の一部分として構成されうるからである。因みに、この意味では、個人の典型的な自由権といわゆる現代型の受益的権利とを区別することは誤りであるだろう。どちらも、社会内で保護されるべき個人の一般的利益の一部分として構成されうるものであろうからである。¹⁶⁾

いづれにしても、権利の觀念は制度的にもそして論理的にも十分な規範的内容を有するものである。勿論、その可能性を示すためには、よりの確で豊かな権利の理論を我々が構築できなければならぬ。しかし、そのための幾つかの素地は現代の権利論において既に与えられつつある。

IV

ウォルドロンによつて喚起された諸論点とそれらに関する議論を一応の前提とするならば、権利論の行方は、それらの議論全体をいかなるパースペクティブの下で説明・正当化すること

ができるかということにかかっていると云えるであろう。その基本的な方向性は、既に示唆したように、権利の概念が或る公共的な道徳的要請と密接に関わっているという点に求められると私は考えるが、この問題についてはウォルドロン自身も第二節で整理した彼の議論に引き続いてラフ・スケッチを示しているので、まずそれを確認することから本節での検討を始めたいと思う。

既に第二節でも触れたように、ウォルドロンはまず、権利の概念は社会を構成する諸個人の道徳的人格に対する一定の道徳的配慮と密接な関連をもち、そしてこの配慮は諸個人に対する特定の行為の道徳的指示ではなくむしろ諸個人間に存在する各人の行為領域における相互侵害の禁止のものについてののみ向けられているものであることを示唆していた。この意味で権利の概念は公共的次元での或る道徳的な要請であるということが改めて確認されるであろう。また、ここで言う道徳的配慮の趣旨は、ウォルドロンによれば、各個人が他人の様々な利益を尊重するという道徳的負担 (moral burden) (義務 duty よりも広い)、換言すれば共同体的な責任 (communal responsibility) を負うことにある。すなわち、ここでは当該社会内での各個人相互の境域に関する道徳的配慮によつてはじめて各人の自由な

行為が社会的に可能になる。この意味で、権利の尊重は各人の道徳的主体性 (moral agency) の条件ともなっている。⁽¹⁷⁾

更に、ウォルドロンによれば、以上のように考えることによつて権利の概念については次のような特徴をも看取することができる。⁽¹⁸⁾ 第一に、通常、権利の概念は共同体的あるいは功利主義的な要請よりもいつそう重要な個人的価値を擁護するものであるから優先性をもつと言われるが、先に示された見方に従えばこれはミスリーディングである。すなわち、権利が一定の優先性をもつのはむしろ権利への注視が共同体的あるいは功利主義的要請にとつての前提条件をなすが故なのである。ただし、そのことは直ちに後者の要請が権利の概念に価値的な意味で従属するということではない。価値的には低い位置づけとみなされる要請でもその実現が他の価値 (より高い位置づけをもつこともありうる) にとつて必要とみなされれば優先性をもつこともあるからである。第二に、上記の見方はリベラリズムと共同体主義とで対立している権利の位置づけの問題についても一つの解決を与える。すなわち、共同体における権利の位置については、まさにその尊重こそが共同体の内面で実現されるべき道徳的人格の前提条件となっており、これこそがリベラルな理論家が要求しているものである、と云えるのである。勿論このとき、

共同体の概念は諸個人の様々の活動を含んだより複雑かつダイナミックなものとして捉えられる必要がある。第三に、このような見方は、我々の道徳生活における自己利益(self-interest)の意義を適切に捉えることができるものである。通常は権利と自己利益とのつながりは直ちにエゴイズムとして非難されがちである。しかし、権利の観念が実は我々自身についての道徳的配慮と結びついているのならば、各人の自由な利益追求は一定の範囲内で相互に認容される自己の事柄への専念(self-absorption)として考えられることになる。ウォルドロンによれば、自己利益の追求と他人への配慮とは相互に対立し合うものではなく、むしろ相互に前提し合うものである。

これらのウォルドロンの指摘に見出せる権利論の基本的な骨格は、よりいっそうの展開に値する極めて魅力的なものだと私は考える。

まず第一に、権利の観念を一定の公共的な道徳的配慮から導こうとしていることが重要である。権利の観念の正当化におけるこの観念の重要性は既に他の論稿で述べたのでここでは詳説はしないが、⁽¹⁹⁾権利の観念が有する個人的意義や、単に個人に關わる利益や動機づけに解消されえない独自の規範的な要素を的確に捉えるには、個人ないしは行為者基底的なパースペク

ティヴではなく、権利の観念をその一部とする公共的な価値的次元に着目しなければならぬ。

ここで直ちに想起されるのは、既に触れたように、R・ドゥオーキンの権利論である。周知のとおり、ドゥオーキンにとっては、権利の観念は「平等な尊重と配慮」という理念が支配する社会の内での一定の規範的目的が追求されるときに無視もしくは侵害されてはならない個別的目的を示すものであり、「平等な尊重と配慮」への権利という最も抽象的な背景の権利から一定の規範的初期条件(通常では問題なく正当化されうる功利主義的な社会的政策が個人の価値や利益を反社会的なものとして排除してしまう場合という)を介して導出されるものである。それは決して絶対無制約のものではないと同時に、権利のインフレーションを招来するようなものでもないが、しかし、個人がその内で自律した生活を保障されているところの平等の理念との関係では極めて強い規範的対抗力をもつものとして捉えられる。ドゥオーキンは自らの権利論を「機能的」なものと呼ぶが、その意味するところは平等の理念を中核とする様々の種類の規範的考慮のいわば可能な破れ目(特に「墮落した」功利主義に基づく政策によってもたらされる)における個人の利益の回復のデヴァイスとして権利観念が位置づけられていると

いうことである。⁽²⁰⁾

このようなドウオーキンの権利論は、「平等な尊重と配慮」という政治的（従って公共的な）関心が先行し、そしてそのような関心から欠落した個人の価値や利益の回復を権利の観念の最も基礎的なあり方として考えている点で、本稿で述べている公共的な道徳的要請と類似のパスベクティヴの下に立っている。

もつともドウオーキンにとつては、ここでの公共的価値は対個人的な自由であるよりはむしろ間個人的な平等である。そして、公共的な尊重と配慮という観点そのものには問題がないとしても、その道徳的性格が平等ということに存するかどうかという点については問題が生じうる。ドウオーキンがそう考えるのには、理論的には政治社会の根源的な共同性、自由の相対性そして「外的選好」の問題性という三つの理由が一応挙げられる。第一のものに含まれる問題点の幾つかについては別稿で論じたので、⁽²¹⁾ここでは後二者について簡単に見てみることにしよう。

自由の相対性からの議論は、権利の観念の適用においてさまざまな自由と政治的自由との間に存する重要度の差異は自由それ自体によつては説明できず平等の理念に着目しなければならな

い、というものである。そして、このことから平等への抽象的権利は自由権よりも論理的に上位にあるものとして考えられることになる。確かに様々の自由が権利として認定されるのは一定の理念的規準を前提としている。それが平等の理念だということドウオーキンの指摘は非常に示唆に富む。しかし、具体的な諸自由（liberties）あるいは自由な行為の可能性の内ではいかかを権利として選択するのは、一定の道徳的性格を有する政治的自由（political freedom）の理念であるとも考えることも不可能ではない。⁽²²⁾ドウオーキンのように自由とはすべて事実上の諸種の行為であると考えるのは、決して必然的なことではない。また、逆に、様々の具体的平等（equalities）も存在しうる。それらの内いずれを具体的に意義ある平等への権利と認定するかの規準は、ドウオーキンの考え方に従う限りは平等の理念ではあり得ず、何らかの別種の価値的規準、例えば自由という理念だと考えることができるかもしれない。勿論、⁽²³⁾各々の可能性を理論的に追求し、その成否を問うことがここでは更に必要となろう。私には今この問題を追求する準備がないが、ドウオーキンの主張とは異なった可能性が存在する限り、彼の主張が決して自明のものではないことは確かである。尚、この点は、選好の外的性格からの議論にも関わりをもっている。ドウオーキンによる

と、「外的選好」の存在（仮にそれがドゥオーキンの主張するところのものであるとおこう）は結局当の選好計算において予定されている平等の理念に反する結果を産み出すとされている。道徳的差別を含む「外的選好」が社会全体の選好の総和の内に紛れ込むならば、その計算の結果は当の差別を社会的に拡張することになる。そして、ここでは自己の選好を実現できなかった者は平等な取り扱いを拒否されたことになるのである。しかし、H・L・A・ハートが鋭く批判しているように、そのような選好計算において欠落してしまったのは平等ではなく自由なのだということも同等（もしくはそれ以上）の説得力をもっている。²⁴ドゥオーキンのこの点についての反応は平等違反ということは一つの可能な解釈であるというものに止まり、決して十分なものではない。このことは何よりも彼の主張の問題性を浮かび上がらせているように思われる。²⁵

このような点についてのウォルドロンの見方は十分に明確とは言えない。しかし、彼の行論においては、一般的な自由が権利の内容とされ、また道徳的配慮の独自の対象となつていふことは確かである。この点について、私は、道徳的配慮は平等と自由の双方を異なつた位相において、しかし同時に含んでいると思う。少なくとも公共的な観点からすれば、各人が抽象的に

自由な人格として一定の権利を等しく有すると認められるためには、或る平等な人格抽出が前提されているはずであるから、ドゥオーキンとは異なつた議論によつて或る種の平等の理念が自由それ自体の重視に一応先行するということが言えるであろう。そしてその限りでは、ドゥオーキンの主張にも一理あることになる。しかし、それが直ちに一般的な自由権の不在にはつながらないであらう。平等な人格抽出は、各個人の存在意義の均等な取り扱いを要請してその行為可能性の基本的範囲を定めているだけであり、人格として認められた各個人の一般的な行為内容そのものまでも規定するわけではないと考えられるからである。そしてこの行為内容の問題として最も重要となるのが自由であるだろう。平等な一般的自由権を有するということが決して不自然ではないように思える。だが、この問題はいづれ機会を改めてより具体的に論ずる必要があるだろう。

いづれにしても、私の考えでは、ここで考えられている道徳的配慮には少なくとも一定の個体定位性と相互性とが含まれている。

道徳的配慮が個体定位的であるということは、諸個人の人格（場合によつてはあるグループの一まとまり）を、それを認めなければあるいはそれを奪つてはそれらの個人が当該社会のメン

パーソとして独自の生を確保してゆけないところの基本的な資格として、公共的に保全してゆくことを意味している。既にウォルドロンも指摘していたように、たとえ全体として調和のとれた共同体であっても諸個人の社会的位置に関する争いは必ず起ころうる。道徳的配慮は単に個人基礎的な利益や価値を保護するのではなく、社会の内での個人の行為境域の保全に向けられている。そしてそこで保全されるものは、具体的な平等と自由を問わず当該の個人にとつての人格としての品性であり、またそれを可能にする様々の財である。各人は政府や社会に対して自立する個人としての社会 \parallel 経済的な基礎資格を常に保障されていなければならない。

道徳的配慮をこのように個体定位的に捉えることは或る政治 \parallel 道徳的立場へのコミットメントを当然に含むことになる。それは、個人主義である。しかし、この個人主義は、社会での個人の境域を確保するという公共的な個人主義であつて、個人の存在を神聖不可侵の絶対的な第一次的存在と捉える自由尊重主義的個人主義とは異なる。他方それは、個人を全く「非負荷的」な無色の存在として捉えるわけでもない。共同体主義者は個人を共同体の価値的伝統の先行了解に規定される存在と捉え、個人主義を単なるアトミズムと断ずる。しかし、公共的個

人主義における個人とは様々の価値的背景を背負う存在であり、しかもここで問題とされるのは多様な諸個人の社会的布置それ自体なのであつて、ウォルドロンの指摘のように、何らかの形で個人の意味を認めるいかなる共同体にも存する問題なのである。更に、公共的個人主義は、その対象領域が特定の社会に限られるわけではない。特定の価値的前提を共有しない集団なしは社会間においてもそれは適用されうる。換言すればこの道徳的配慮は、それ自体公共的な要請として特定の集団や社会を超えうるものである。

しかし、ここで大きな問題は、この配慮の道徳性の根拠である。ここには人間と社会のリアリティからくる困難な問題が現われるが、敢えて言えば、道徳的配慮は人間の社会的な共同的道徳性、すなわち相互的な配慮の態度にその根をもつ、と私は言いたい。この相互的な配慮の態度という意味での相互性は、社会の内での一定の道徳的な網の目を形づくつており、その内では諸個人が人格として存立して規範的な考慮を受けるのである。これは、他人の存在についての単なる事実承認とは異なる。諸個人は他人によつて承認を受けて人格として認められるのではない。諸個人は道徳的な相互配慮の態度を可能な限り広い範囲で共有することにおいて各自を人格として扱わなければならない

いことを学ぶのである。このことは、いかなる社会においてもその営みの出発点として各個人がその成員としてまず平等に尊重されるべきであることを示している。これは一種カント的²⁶⁾な要請ではある。しかし、歴史・社会的に、限局されるべき要請ではないことは言うまでもない。また、この道徳的配慮は我々の生における規範的指針として働く。それ故、人間と社会のリアリティがいかにエゴイステイックあるいはハイアラキーカルであるとしても、そのことによって直ちに無意味として退けられるものではない。そこには規範的通用力や実効性の問題が生ずるとしても、この理念そのものは極めて重要な意義をもっているのである。

道徳的配慮はその価値的具體化のために権利の観念を必然的に要請する。この配慮を十分に受けることができなかったあるいは失った諸個人の社会・経済的地位は、何らかの形で恢復されるべく規範的考慮の優先的要素としてまず位置づけられていなければならない。この要請にとつておそらく最も適合的な規範的デヴァイスが権利の概念である。そして、この概念を据えることによつて当の社会の様々の営みが制度的に方向づけられることになる。権利の観念は様々のリアリティと勿論衝突するであろう。しかし、このリアリティによつてもその観念の意義が

失われなければならないことは既にウォルドロンが指摘していたとおりである²⁷⁾。

だが、以上のような形での権利論は未だほんの基本枠組を示すに止まり、多くの展開の余地を残している。特に、様々の現象的性格（請求、排除、資格賦与、義務づけ）をもつ権利の観念の概念的構造や、一定の重要性をもつた様々の価値や利益を対象として成立する権利の複雑な内容、あるいは歴史的に各々成立してきた種々の権利がその歴史的特殊性にもかかわらず有している権利としての性格などの説明や正当化などは、権利論内部の非常に重要な問題として考究されなければならないものである。これらの問題に対して前記の見方は権利の機能の多様性、種類の個別性、特異性といった通常の見方に代わる或る普遍的で統一的な理解を与える必要がある。本稿で示唆された権利論の行方は、権利の観念の公共的意義を見据えながらこれら権利の観念の機序を包括的に説明できる理論の構成にかかつている。

(1) 本論文の草稿は一九八九年一月二十八日北海道大学法学部の法哲学研究会において報告された。その際有益な質問やコメントをいただいた出席者の方々に感謝した

い。特に、権利を可能にする道徳的配慮の内容に関して示唆に富む論点を提起していただいた川崎修助教授と日本学術振興会特別研究員住吉雅美氏に御礼申し上げる。

- (2) Waldron, J., *Nonsense upon Stilts : Bentham, Burke and Marx on the Rights of Man* (Methuen, 1987) ウォルトロンのこの著書は、権利論に対する二つの重要な批判の紹介とテキストの整理を前半で行ない、そして最終章の第六章で、これらの批判が提出する一般的な論点の整理とそれに対する応答を試みるというユニークな構成をもつものである。本稿では、あくまで理論的な問題関心から、前半部分についての紹介や検討を省き、第六章の論述にのみ注目することにした。尚、cf. do., “When Justice Replaces Affection : The Need for Rights” (in : *Harvard Journal of Law & Public Policy*, Vol. 11, 1988, pp. 625-647)
- (3) Waldron, *Nonsense upon Stilts* p. 151 ff.
- (4) *Ibid.*, p. 166 ff.
- (5) 本文四五〇頁以下。
- (6) Waldron, *op. cit.*, p. 174 ff.
- (7) 本文四四五頁以下。

- (8) Waldron, *op. cit.*, p. 183 ff.尚、cf. do., “When Justice Replaces Affection : The Need for Rights” esp. p. 644 ff.
- (9) 本文四四八頁以下。
- (10) 本文四四八頁以下。
- (11) Waldron, *op. cit.*, p. 190 ff.
- (12) e. g. Morgan, R., *Disabling America* (Basic Books, 1984) esp. p. 74 ff.
- (13) cf. Dworkin, R., *Taking Rights Seriously* (Harvard U. P., 1977) p. 203 f.
- (14) e. g. Frey, R., *Rights, Killing and Suffering* (Basil Blackwell, 1983) p. 74 ff. Tushnet, M., “An Essay on Rights” (in : *Texas Law Review*, Vol. 62, 1984, pp. 1363-1404)
- (15) cf. Nickel, J., *Making Sense of Human Rights* (University of California Press, 1987) p. 16 ff.
- (16) cf. *Ibid.*, p. 14 and footnote 1
- (17) Waldron, *op. cit.*, p. 207
- (18) *Ibid.*, p. 208 f.
- (19) 拙稿 “The Plasticity of Persons and the Concept of

- Rights」(北大法学論集、三九卷五・六号、一九八九年、一五四九—一五二九頁)を参照。
- (20) cf. Dworkin, *op. cit.*, *passim*.尚、ドゥオーキンにおける権利の概念的位付けに関して、参照、拙稿「平等・人格・リベラリズム」(思想七七五号、一九八八、五三一—八頁、特に六二頁)
- (21) cf. Dworkin, *op. cit.*, p. 268 ff. また、上掲拙稿を参照。
- (22) e. g. Hayek, F. A. v., *The Constitution of Liberty* (Routledge & Kegan Paul, 1960) Part I
- (23) e. g. Walzer, M., *Spheres of Justice* (Basic Books, 1983) 但しウォルツァーは自由の理念が様々の平等を規制してゐると論するわけではない。
- (24) Hart, H. L. A., "Between Utility and Rights" (in: *his Essays in Jurisprudence and Philosophy*, Oxford U. P., 1983, pp. 198—222) p. 208 ff. 尚、平等と自由の位相の相異について、例えば、I・バーリン『二つの自由概念』(小川他訳、「自由論」、みすず書房、一九七二、二九五—三九〇頁)三六〇頁以下、特に三六六頁以下を参照。また、これら二つの理念の関連性についての一つの見方として、S・ルークス、間監訳、「個人主義」(御茶の水書房、一九八一年)一八五頁以下を参照。
- (25) Dworkin, R., *A Matter of Principle* (Harvard U. P., 1985) p. 365 ff. esp. p. 371 f.
- (26) 参照、I・カント、加藤・三島訳、「人倫の形而上学」(世界の名著、中央公論社、一九七九)三四三頁以下、三四四頁以下。但し、ここで重要なのはあくまでもカントの理論的発想ならし問題との類似性である。
- (27) Waldron, *op. cit.*, p. 169 ff., p. 190 ff. また cf. Nickel, *op. cit.*, p. 61 ff.

Is the Idea of Rights Nonsense ?
— A Note and Consideration on Chapter 6 of Jeremy
Waldron's *Nonsense upon Stilts* —

KO HASEGAWA*

I Introduction

II Summaries of and Comments on Waldron's Critical View of the Anti-Rights Arguments

- (1) On "Abstraction"
- (2) On "Rationalism"
- (3) On "Individualism"
- (4) On "Egoism"

III Further Considerations on Some Possible Anti-Rights Arguments

- (1) On Institutional Inefficiency
- (2) On Indeterminacy in the Logic of Rights

IV A Perspective on the Foundations of Rights

- (1) On Waldron's View
- (2) On Ronald Dworkin's View
- (3) "Moral Concern", Public Personhood, and Communitarity

* Associate Professor of Philosophy of Law, Hokkaido University.